

令和8年度

中泉外地内漏水調査業務委託

特記仕様書

磐田市上下水道工事課

令和8年度 中泉外地内漏水調査業務委託特記仕様書

本仕様書は、水道事業者である磐田市（以下「甲」という。）が委託する水道施設の漏水調査の業務（以下「本業務」という。）において受託者（以下「乙」という。）が、その実施に必要な事項を定めるものとする。

第1章 総則

1-1 業務の目的

漏水調査を行うことにより、甲の基本的な責務である適切かつ合理的な水道管理の確保を目的とする。

1-2 業務の期間

本業務の契約期間は、令和8年6月30日から令和8年12月18日とする。

1-3 適用

本業務は、本仕様書及び契約書に従い履行しなければならない。なお当該規定によらない不測の事態や疑義が生じた場合は、速やかに甲乙の協議により対応を定める。

1-4 法令の遵守と個人情報及び守秘義務

乙は、業務の履行に当たり関連する諸法令及び条例等を順守しなければならない。

(1)個人情報の保護

乙は、本業務で知り得た市民・市職員等に関する個人情報の取り扱いについて、漏えい・紛失・毀損の防止等の適切な管理に必要な措置を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び「磐田市個人情報の保護に関する法律施行条例」の他関連法令に準拠して講じるものとする。併せて本業務に係る情報資産の安全性を確保しなければならない。

(2)秘密の保持

本業務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、業務上知り得た一切のことについて第三者に漏らしてはならない。

1-5 公益確保の義務

乙は、業務の履行に当たり公共の安全、環境その他の公益を害することの無いよう努めなければならない。

1-6 事故や緊急事態等の対応

乙は、本業務に関する事故等が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無

に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる情報を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

また、本業務の実施中に通常想定されない自然災害や大規模事故等の発生により業務及び業務の対象施設に大きな影響を被った場合は、直ちに監督員へ通報するとともに、可能な現場対応に務めるものとする。

1-7 打合せ

業務に関する打合せを次のとおり行う。このとき中間打合せは、甲乙いずれかの要請があった場合に行う。なお打合せ後は、速やかに乙が作成した議事録を提出することで甲の確認を求める。

(1) 初回打合せ

業務目的・作業内容・工程・提供情報等の確認

(2) 中間打合せ

業務進捗状況・課題の報告等

(3) 最終打合せ

業務の完了報告に関すること等

1-8 提出書類

乙は、業務の履行にあたり甲の指定する期日までに次の書類を提出し承認を得なければならない。このとき提出数量及び形態等は、甲が指定するものとし、必要に応じて電子データで納品しなければならない。

なお、これにより承諾された事項を乙が変更しようとする場合は、その理由を明確にして、甲の承諾を受けたうえで再提出しなければならない。

- ① 業務着手届
- ② 業務代理人等通知書
- ③ 業務工程表
- ④ 業務責任者及び業務従事者選任通知書
- ⑤ 業務計画書
- ⑥ 使用機器承諾願
- ⑦ 身分証明書発行願
- ⑧ 作業日報
- ⑨ 漏水調査票（位置図、写真などを含む）
- ⑩ 業務完了届
- ⑪ 業務完了報告書
- ⑫ その他甲が必要と認めるもの

1-9 監督員

甲は、業務の適切かつ円滑な履行を目的に監督員を置き、その氏名を受注者に「監

督員通知書（様式第8号）」により契約後速やかに乙へ通知する。なお、監督員を変更した場合も同様とする。

1-10 受託の体制

(1) 人員の配置

乙は、次に掲げる人員体制を確保し、甲の指定する日を期限に業務責任者及び業務従事者選任通知書により報告し承認を得るものとする。また、いずれの人員も乙と雇用関係にある者で水道法（昭和32年法律第177号）その他関係法令の遵守、個人情報保護、守秘義務の徹底することに加え、市民に対するマナー等の接遇に関する能力を有すること。

① 業務責任者

本業務の内容及び関係法令等に精通し、業務従事者の指揮監督を含む業務全体の管理監督及び甲と連絡調整を行う者

② 業務従事者

本業務の実務を行う者

③ 実務経験及び保有資格

・業務責任者

漏水調査業務及び漏水防止対策業務に精通し、水道管路施設の維持管理業務に関して深い経験と知識を有する実務経験が7年以上あり、水道施設管理技士（管路）2級以上の資格を有する者

・主任技師

漏水調査業務及び漏水防止対策業務に精通し、業務の計画、立案、指導を行い、実務経験が7年以上あり、水道施設管理技士（管路）2級以上の資格を有する者

・調査技師

漏水調査業務及び管路探知作業に習熟し、実務経験が3年以上あり、水道施設管理技士（管路）3級以上の資格を有する者

・調査技師補

漏水調査業務及び管路探知作業に習熟し、実務経験が1年以上ある者

(2) 従事者の変更

乙が業務責任者及び業務従事者選任通知書で報告した者（以下「従事者」という）を変更しようとする場合は、事前に甲の承諾を得たうえで、5営業日前を期限に業務責任者及び業務従事者選任（変更）通知書を提出することとする。

また従事者が次に掲げる事項に該当すると甲が判断した場合は、乙へ変更を求めることができる。このとき乙は、10営業日以内に新たな従事者を選任し甲へ届け出るとともに、甲が配布した身分証明書を速やかに返納すること。

① 公序良俗に反する行為があった場合

- ② 勤務態度の不良が認められた場合
- ③ 業務の実態に著しい不適正を認めた場合
- ④ 資質及び職に対し不備が認められた場合

(3) 業務の体制

乙は、業務の円滑な遂行に足りる十分な員数の業務従事者を配置する中で、天候や交通環境の状況等の外的要因及びその傾向により適宜増減させることとする。

(4) 身分の証明

乙は、従事者へ身分等を明らかにする装備を身につけさせるとともに、乙の発行する身分証明書を常時携帯させること。

(5) 安全衛生管理

乙は、労働安全衛生法及びその他関係法令の定めるところにより常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害の防止に努めなければならない。

1-11 諸手続き

乙は、業務に必要とする手続きを関係機関に対し遅滞なく行わなければならない。

1-12 住民周知

乙は、業務の実施に先立ち、調査区域内の自治会に対する回覧文書を作成し、乙の承諾を得た上で調査開始の30日前までに配布しなければならない。この際、自治会長に対して、調査内容について十分な説明をすること。

1-13 使用機器

業務に使用する機器は、甲の承諾を得なければならない。定期的に検査を行っている機器（漏水探知機等）については、1年以内に点検を実施し合格したものとし、着手前にその検査証明書を使用機器承諾願とともに提出すること。

1-14 土地の立ち入り

民有地に立ち入る場合は、あらかじめ居住者等に対して調査の目的を告げ同意を得ること。苦情処理については、乙が責任をもって解決するものとする。

1-15 緊急対応

乙は、契約期間において甲から漏水調査の依頼があった場合、迅速に対応しなければならない。

1-16 経費の負担

乙は、本業務の履行に必要とする次の経費を負担する。

- ① 移動に関する経費（車両費・燃料費等を含む）
- ② 測定機器、備品、試薬及び事務用品に関する費用
- ③ 印刷・製本に関する費用
- ④ 通信・運搬に関する費用
- ⑤ 仕様書や契約書に特段の明記のないものであっても、乙が業務の範囲と認めるものについては、乙の負担とする。
- ⑥ 上記①から⑤に該当しない費用は、甲乙の協議により負担を決定する。

1-17 検査

受託者は、業務を完了、若しくは一部を完了したときは、その旨を甲へ書面により通知したうえで、10日以内に完了を確認する甲の検査を受けなければならない。この検査は、乙の立合いを必須とする。

また甲は、業務完了の期限前であっても、業務の適正な履行を確認する目的で検査を行うことができる。

1-18 事務の引継ぎ

乙は、甲が必要と判断した場合に業務の次期受託者へ事務の引き継ぎを行うこととする。

1-19 その他

- (1) 本仕様書は、本業務の履行に際し最低限の必要事項を掲載したものであり、本仕様書に掲載のない事項について乙の新たな提案を否定するものではない。
- (2) 乙は、業務の履行に必要な資料の貸与を書面により甲へ求めることができる。このとき甲は、可能な限り乙の求めに応じることとする。
- (3) 甲は、必要に応じて業務の進捗・疑義の確認等について乙に随時報告を求めることができる。
- (4) 乙が業務の円滑な履行に対し疑義等が生じた場合は、都度甲と協議するものとする。この協議に関する記録は、乙が速やかに書面で作成して甲に確認を求める。
- (5) 成果物の納品後であっても、乙の責めによる不備が発見された場合は、直ちに乙の責任において必要な措置を行う。なお、この経費は乙の負担とする。
- (6) 本業務で得られた成果物の所有権・著作権及び利用権は、甲に帰属するものとする。このため乙は、著作権を行使できない。

1-20 本仕様書等に定めのない事項

本仕様書や契約書に定めのない事項は、甲乙が都度協議のうえ決定する。

第2章 漏水調査に関する業務

2-1 業務概要

本業務は、設計図書に示す水道施設に対して調査を行うこととする。

(1) 調査対象メッシュ数：333、配水管延長 66.1 km

(2) 作業概要は下記に示すとおりとする。

①作業計画 66.1 km

②現場下見調査 66.1 km

③戸別音聴調査 8,917戸

④弁栓音聴調査（昼間） 66.1 km

⑤路面音聴調査（昼間） 66.1 km

⑥漏水確認調査 66.1 km

⑦報告書作成 66.1 km

(3) 調査期間中は監督員と工程などの打合せを行うこと。

(4) 漏水を確認した場合は、マーキング等で明示し、速やかに監督員に報告すること。

(5) 漏水箇所の報告については、漏水調査票を提出すること。漏水調査票の記載事項は、調査年月日、漏水状況、管区分、管種、口径、推定漏水量、路面状況などとし、その他必要なものについては、甲乙の協議により決定する。

(6) 乙は、責任をもって漏水位置の特定に努めなければならない。報告した漏水位置が違った場合、乙の責任により誠意をもって対応しなければならない。

2-2 作業概要

本業務は、下記の項目に分類され調査を実施しなければならない。

(1) 作業計画

実施計画の立案、資料の収集、工程管理、人員体制等の綿密な作業計画の作成

(2) 現場下見調査

①調査区域の配・給水管網図と現地の管路等の位置確認

②管種、埋設深度、地形及び調査作業の障害の有無等の確認

③調査対象となる水道施設全体を把握し、その結果を監督員に報告

(3) 戸別音調調査

甲が指定する調査区域内の各戸の止水栓や量水器において、音聴棒などの機材による調査

(4) 弁栓音調調査

路面上の仕切弁・消火栓において音聴棒を使用による調査

(5) 路面音調調査

配水管路及び給水管路上の路面において漏水探知器による調査

(6) 漏水確認調査

漏水疑似音箇所をボーリングバー又は相関式漏水探知装置を用いて再調査し、漏水箇所の確定（地下埋設物に損傷を与えないよう十分に留意）

(7) 調査結果登録

甲が指定したクラウド型システムへ本調査の結果を登録
（システムの利用方法等については業務開始前に研修を実施）

(8) 報告書作成

仕様書に基づき報告書を作成

2-3 貸与資料

本業務における貸与資料は次のとおりである。

- (1) 水道管路図 (個人情報無し)
- (2) その他作業に必要な資料（給水台帳など） . . . (原則上下水道工事課内閲覧)
- (3) 登録用システムのアカウント情報 (前条(7)で示したクラウド型システムへのログイン情報)

2-3 成果品

本業務における成果品は次のとおりとする。

- (1) 調査目的、調査概要、調査の結果及び分析、経済効果、考察
- (2) 作業日報
- (3) 漏水調査票
- (4) 調査現状写真
- (5) 漏水位置図
- (6) 路面音調調査実施路線図
- (7) その他、甲が指示するもの

問合せ先 磐田市環境水道部上下水道工事課水道工事グループ 松尾 所 在 〒437-1292 静岡県磐田市福田 400 番地 電 話 0538-58-3282 (直通) F A X 0538-58-3271 メー ル jogesui-koji@city.iwata.lg.jp
